

消費増税に伴う配分金基準単価の改定について

センター事業は、一般家庭をはじめ民間企業や官公庁等から臨時的かつ短期的な仕事を 受託（請負・委任）契約し、その仕事を組織的に会員へ提供することを目的としています。

また、消費税が課税される事業を行っており、会員から役務の提供を受けて支払う「配分金」については、「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当し、消費税が含まれています。

（発注者と契約締結する契約額（配分金・事務費）にも消費税が含まれています。）

令和元年度における配分金単価の改定については、一部事業を除き、10月1日に予定されている消費税8%から10%の引上げに合わせ増税分2%を転嫁いたします。

なお、会員の皆様には事業者免税点制度により免税となります。